

# 令和3年第4回（12月）上越市議会定例会

## 総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ	
議案第106号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	人事課	1～4	
議案第107号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について			
議案第108号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について			
議案第109号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について			5～7
議案第111号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について			8～9
議案第112号	上越市副市長定数条例の一部改正について			10
議案第142号	新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について	総務管理課	11～14	

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第106号～議案第108号
提出課	人事課

**議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例**

1 改正理由

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を引き下げるもの

2 改正内容

議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を次のとおり改める。（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条、特別職の職員の給与に関する条例第4条、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第4条関係）

区分	改正前		改正後		年間比較
	令和3年度	令和3年度		令和4年度以後	
	6・12月期	6月期	12月期	6・12月期	
期末手当	165/100	165/100	160/100	162.5/100	△5/100

<参考>改定に伴う年間の期末手当支給額の比較（単位：円）

区分	改定前	改定後	年間比較
議長	2,096,424	2,064,660	△31,764
副議長	1,854,864	1,826,760	△28,104
議員	1,745,568	1,719,120	△26,448
市長	3,826,548	3,768,570	△57,978
副市長	2,887,632	2,843,880	△43,752
教育長	2,497,572	2,459,730	△37,842

3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 令和3年12月期における期末手当の支給割合の改正 令和3年12月1日
- (2) 令和4年度以後の期末手当の支給割合の改正 令和4年4月1日

#### 4 新旧対照表

##### (1) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

###### ア 第1条の規定による議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

###### イ 第2条の規定による議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

##### (2) 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

###### ア 第1条の規定による特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の165、12月に</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u></p>

第1条の規定による改正案	改正前
<p>支給する場合においては<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

イ 第2条の規定による特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u></p> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

(3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

ア 第1条の規定による教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u></p> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

イ 第2条の規定による教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u></p> <hr/> <p>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第109号
提出課	人事課

## 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告に準じて公民較差の解消を図るため、一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げるもの

### 2 改正内容

一般職の職員の期末手当の支給割合を次の表のとおり改める。（第22条、第29条関係）

区分		改正前	改正後			年間比較
		令和3年度	令和3年度		令和4年度以後	
		6・12月期	6月期	12月期	6・12月期	
下記以外の職員	期末手当	127.5/100 (107.5/100)	127.5/100 (107.5/100)	117.5/100 (97.5/100)	122.5/100 (102.5/100)	△10/100
	勤勉手当	92.5/100 (112.5/100)	92.5/100 (112.5/100)	92.5/100 (112.5/100)	92.5/100 (112.5/100)	増減なし
再任用職員等	期末手当	70/100 (60/100)	70/100 (60/100)	65/100 (55/100)	67.5/100 (57.5/100)	△5/100
	勤勉手当	45/100 (55/100)	45/100 (55/100)	45/100 (55/100)	45/100 (55/100)	増減なし
会計年度任用職員	期末手当	127.5/100 〔65/100〕	127.5/100 〔65/100〕	127.5/100 〔65/100〕	125/100	△5/100

※（ ）内の割合は、部長級職員に対する支給割合

※〔 〕内の割合は、令和3年度における経過措置による会計年度任用職員に対する支給割合

<参考>改定に伴う年間の期末手当平均支給額の比較 (単位：円)

区分	改定前	改定後	年間比較
主任級	742,058	712,518	△29,540
係長級	966,958	928,200	△38,758
課長級	1,216,824	1,169,106	△47,718
部長級	1,200,108	1,144,290	△55,818

### 3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 令和3年12月期における期末手当の支給割合の改正 令和3年12月1日
- (2) 令和4年度以後の期末手当の支給割合の改正 令和4年4月1日

4 一般職の職員の給与に関する条例改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の127.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の117.5</u>（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第23条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の107.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の97.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u></p> <p>_____（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第23条において「特定幹部職員」という。）にあっては<u>100分の107.5</u></p> <p>_____）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u></p> <p>_____」とする。</p> <p>4～6 略</p>

(2) 第2条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u></p> <p>_____（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第23条において「特定幹部職員」という。）にあって</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の127.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の117.5</u>（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第23条において「特定幹部職員」という。）にあって</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>は<u>100分の102.5</u></p> <p>_____ ) を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u></p> <p>_____」とする。</p> <p>4～6 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>は、<u>6月に支給する場合には100分の107.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u> ) を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4～6 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 略</p>



所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第111号
提出課	人事課

## 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

人口減少の緩和に向けた取組に一定の成果が得られるまで、市長の給料月額を15%減額するもの

### 2 改正内容

(1) 令和4年1月1日に在職する市長の同日以後の在職期間における給料月額を次の表のとおり改める。(特別職の職員の給与に関する条例附則第11項関係)

区分	条例上の 給料月額	減額後の 給料月額	比較	
			月額	減額率
市長	966,300円	821,355円	△144,945円	△15/100

(2) 令和4年1月1日に在職する市長の退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、(1)により減額される前の給料月額とする。(特別職の職員の退職手当に関する条例附則第4項関係)

(3) 引用条項を整理する。(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例附則第6項関係)

### 3 施行期日

令和4年1月1日

### 4 特別職の職員の給与に関する条例改正案新旧対照表

(1) 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>附則 (給料月額の特例) 3～10 略</p> <p><u>11 令和4年1月1日に在職する市長の同日以後の在職期間における市長の給料月額は、第3条第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額からその額の100分の15に相当する額を減じて得た額とする。</u> (追加)</p> <p>(期末手当の特例) <u>12～15</u> 略</p>	<p>附則 (給料月額の特例) 3～10 略</p> <p>(期末手当の特例) <u>11～14</u> 略</p>

(2) 附則第2項の規定による特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
附 則 <u>(令和4年1月1日に在職する市長の退職手当の額の算定の基礎となる給料月額)</u> 4 <u>令和4年1月1日に在職する市長の退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和3年上越市条例第<u>号</u>）による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（昭和47年上越市条例第42号）附則第11項の規定にかかわらず、同項の規定により減額される前の給料月額とする。</u> (追加)	附 則

(3) 附則第3項の規定による教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
附 則 (期末手当の特例) 3～5 略 6 特別職の職員の給与に関する条例（昭和47年上越市条例第42号） <u>附則第15項</u> に規定する場合における平成25年12月に支給する期末手当の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額から、当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。	附 則 (期末手当の特例) 3～5 略 6 特別職の職員の給与に関する条例（昭和47年上越市条例第42号） <u>附則第14項</u> に規定する場合における平成25年12月に支給する期末手当の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額から、当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第112号
提出課	人事課

## 上越市副市長定数条例の一部改正について

### 1 改正理由

公約を始めとする重要な政策テーマの推進体制を構築するため、副市長の定数を4人とするもの

### 2 改正内容

副市長の定数を2人から4人に改める。

#### 【参考】副市長の主な担当事務

- ・ 総務、財務ほか他の副市長の担任分野以外の事務に関する事。
- ・ 地域自治の推進、防災・災害対策に関する事。
- ・ 健康づくり・福祉に関する事。
- ・ 歴史文化をいかした通年観光、産業振興に関する事。

### 3 施行期日

公布の日

### 4 上越市副市長定数条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数は、 <u>4人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数は、 <u>2人</u> とする。

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第142号
提出課	総務管理課

## 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

### 1 変更理由

令和4年3月31日をもって阿賀北広域組合が解散することを受け、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減らすとともに、同年4月1日から同組合の共同処理する公平委員会の事務に加茂市及び加茂市・田上町消防衛生保育組合を加えるもの

### 2 主な変更内容

- (1) 阿賀北広域組合が組合を脱退することに伴い、関係する規定を整備する。(別表第1、別表第2関係)
- (2) 組合が共同処理する公平委員会に関する事務に加茂市及び加茂市・田上町消防衛生保育組合を加える。(別表第2関係)

### 3 施行期日

令和4年4月1日

### 4 新潟県市町村総合事務組合規約変更案新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

変 更 案		変 更 前							
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           新潟市、長岡市、上越市、(略)、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合_____、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、(略)、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合、新潟県後期高齢者医療広域連合         </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           新潟市、長岡市、上越市、(略)、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合、<u>阿賀北広域組合</u>、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、(略)、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合、新潟県後期高齢者医療広域連合         </div>							
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">共同処理する事務</th> <th style="width: 50%;">組合市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びそ</td> <td style="padding: 5px;">村上市、燕市、佐渡市、(略)、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合_____</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	組合市町村等	1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びそ	村上市、燕市、佐渡市、(略)、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合_____	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">共同処理する事務</th> <th style="width: 50%;">組合市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びそ</td> <td style="padding: 5px;">村上市、燕市、佐渡市、(略)、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合、<u>阿賀北広域</u></td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	組合市町村等	1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びそ	村上市、燕市、佐渡市、(略)、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合、 <u>阿賀北広域</u>
共同処理する事務	組合市町村等								
1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びそ	村上市、燕市、佐渡市、(略)、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合_____								
共同処理する事務	組合市町村等								
1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びそ	村上市、燕市、佐渡市、(略)、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合、 <u>阿賀北広域</u>								

変 更 案		変 更 前	
の遺族に対する退職手当の支給	____、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、(略)、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合	の遺族に対する退職手当の支給	組合、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、(略)、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置	小千谷市、 <u>加茂市</u> 、十日町市、見附市、村上市、(略)、新潟県中越福祉事務組合、下越福祉行政組合、新発田地域広域事務組合、 <u>加茂市・田上町消防衛生保育組合</u> 、十日町地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合____ ____、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、(略)、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合、新潟県後期高齢者医療広域連合	2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置	小千谷市、____ ____、十日町市、見附市、村上市、(略)、新潟県中越福祉事務組合、下越福祉行政組合、新発田地域広域事務組合____ ____、十日町地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合、 <u>阿賀北広域組合</u> 、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、(略)、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合、新潟県後期高齢者医療広域連合
3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	小千谷市、 <u>加茂市</u> 、十日町市、見附市、村上市、(略)、新潟県中越福祉事務組合、下越福祉行政組合、新発田地域広	3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	小千谷市____ ____、十日町市、見附市、村上市、(略)、新潟県中越福祉事務組合、下越福祉行政組合、新発田地域広

変 更 案		変 更 前	
	域事務組合、加茂市・田上町消防衛生保育組合、十日町地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合_____、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、(略)、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合、新潟県後期高齢者医療広域連合		域事務組合_____、十日町地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀北広域組合、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、(略)、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合、新潟県後期高齢者医療広域連合
4 地方公務員法第17条の2第2項に規定する職員の採用試験及び同法第21条の4第1項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	村上市、阿賀野市、魚沼市、(略)、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合_____、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、(略)、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合	4 地方公務員法第17条の2第2項に規定する職員の採用試験及び同法第21条の4第1項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	村上市、阿賀野市、魚沼市、(略)、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀北広域組合、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、(略)、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合
5 地方公務員法第39条第2項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	長岡市、上越市、三条市、(略)、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合_____	5 地方公務員法第39条第2項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	長岡市、上越市、三条市、(略)、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀北広域

変 更 案		変 更 前	
	____、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、(略)、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合		<u>組合</u> 、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、(略)、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合
6 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	新発田市、小千谷市、加茂市、(略)、五泉地域衛生施設組合、新潟県中東福祉事務組合、豊栄郷清掃施設処理組合____ ____、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、(略)、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合、新潟県後期高齢者医療広域連合	6 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	新発田市、小千谷市、加茂市、(略)、五泉地域衛生施設組合、新潟県中東福祉事務組合、豊栄郷清掃施設処理組合、 <u>阿賀北広域組合</u> 、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、(略)、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合、新潟県後期高齢者医療広域連合
(略)		(略)	